

高校生等に対する 修学支援制度ガイドブック

令和8年5月
兵庫県教育委員会事務局 財務課

◇ 目 次 ◇

【兵庫県の各部局が所管する事業】

○公立

- 高等学校等就学支援金
- 高校生等・新修学支援
- 兵庫県立高等学校等専攻科修学支援金
- 高等学校等学び直し支援金
- 高等学校等授業料減免制度
- 高校生等奨学給付金

○私立

- 高等学校等就学支援金
- 高校生等・新修学支援
- 高等学校等学び直し支援金
- 高等学校等奨学給付金
- 私立高等学校等入学資金貸付
- 兵庫県私立高等学校等入学金支援

○共通

- 高等学校奨学資金貸与事業
- 勤労生徒奨学資金貸与事業
- 生活福祉資金
- 生活保護制度による生業扶助
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金
- 勤労者教育支援資金融資制度

【兵庫県内の各市町が所管する事業】

兵庫県内の各部局が所管する事業

公 立						
名 称 (問い合わせ先・HP)	概 要	対 象 者	貸 与 額 / 支 給 額	募 集 時 期 ・ 支 給 期 間	取 扱 窓 口	備 考
高等学校等就学支援金 在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局 財務課 078-362-3882 ホームページは こちら	授業料充当金 生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担の軽減と教育の機会均等を図る制度。	○申込資格 次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の公立高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校（1～3年）（※1）に在籍していること (2)日本国内に住所を有する者のうち、以下の①～⑦のいずれかに該当する者（※2） ①日本国籍を持っている方 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者、子、特別養子 ⑤永住者・特別永住者の配偶者or永住者・特別永住者の子として日本で出生し、引き続き日本に在留している方 ⑥定住者で日本に将来永住する意思がある方 ⑦家族滞在で以下すべてを満たす方 ・日本国内で出生または12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した ・日本の小学校と中学校を卒業した ・日本で就労して定着する意思がある (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）未満であること ※1 兵庫県外の高等学校については、高等学校（本校）が所在する都道府県が実施 ※2 いずれも該当しない在校生（留学生含む）は就学支援金経過措置の対象 いずれも該当しない新入生（留学生除く）は本制度の対象外	支 給(授業料との相殺又は還付) 【県立学校の場合】 ○全日制課程： 9,900円/月 ○定時制課程： 2,700円/月 ○通信制課程： 310円/単位 ※市立高等学校の全日制・定時制課程においては、上記の金額と市立高等学校の授業料月額との低い方の額を支給 ※市立高等専門学校については、世帯の収入状況に応じ、加算額を支給（高等専門学校の授業料月額が上限）	○募集時期 毎年度4月 上記期日に申請しなかった場合や、保護者等に変更があった場合は随時申請(届出)可（提出した月又は翌月分から支給） ○支給時期 学校設置者が生徒・保護者等に代わって受領し、授業料の支払に充てるため、生徒・保護者等には直接支払われない。	在籍する学校	併給可 ※高校生等・新修学支援とは不可
高校生等・新修学支援 在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局 財務課 078-362-3882 ホームページは こちら	授業料充当金 生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担の軽減と教育の機会均等を図る制度。	○申込資格 就学支援金新制度の対象外となる外国籍の生徒。 ↓ 次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の公立高等学校等（※1）に在籍していること (2)就学支援金の対象外となる外国籍または外国人学校の生徒（※2 ※3） (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）未満であること ※1 兵庫県外の高等学校については、高等学校（本校）が所在する都道府県が実施（外国人学校含む） ※2 在校生（留学生含む）で年収910万未満程度の世帯は就学支援金経過措置の対象 ※3 新入生で留学生は本制度の対象外	支 給(授業料との相殺又は還付) 【県立学校の場合】 ○全日制課程： 9,900円/月 ○定時制課程： 2,700円/月 ○通信制課程： 310円/単位 ※市立高等学校の全日制・定時制課程においては、上記の金額と市立高等学校の授業料月額との低い方の額を支給 ※市立高等専門学校については、世帯の収入状況に応じ、加算額を支給（高等専門学校の授業料月額が上限）	○募集時期 毎年度4月及び毎年度6～7月 上記期日に申請しなかった場合や、保護者等に変更があった場合随時申請(届出)可（提出した月又は翌月分から支給） ○支給時期 学校設置者が生徒・保護者等に代わって受領し、授業料の支払に充てるため、生徒・保護者等には直接支払われない。	在籍する学校	併給可 ※高等学校等就学支援金とは不可

公 立												
名 称 (問い合わせ先・HP)	概 要	対 象 者	貸 与 額 / 支 給 額	募 集 時 期 ・ 支 給 期 間	取 扱 窓 口	備 考						
兵庫県立高等学校等専攻科修学支援金 在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課 078-362-3882 ホームページは こちら	授業料充当金 高等学校等専攻科に在籍する生徒の授業料に充てる支援金を支給し、家庭の教育費負担の軽減と教育の機会均等を図る制度。	次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の公立高等学校等専攻科に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等専攻科を修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月）未満であること (5)保護者全員の市町民税の課税標準額×6%-市町民税の調整控除の額の合算が51,300円未満（年収目安：380万円未満程度）であること（※1）または、扶養される子が3人以上いる多子世帯（所得制限なし）であること (6)大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む）に通う者 ※1 失業・倒産等により家計が急変した場合は現在の収入状況に応じて別途判定	支 給(授業料との相殺又は還付) <table><tr><td>市町民税の課税標準額×6%-市町民税の調整控除額合計（保護者等全員分）</td><td>支給額</td></tr><tr><td>・0円（年収目安：270万円未満） または ・扶養される子が3人以上いる多子世帯（所得制限なし）</td><td>9,900円/月</td></tr><tr><td>100円以上51,300円未満 （年収目安：270万円～380万円）</td><td>4,950円/月</td></tr></table> 次のいずれかに該当する場合は支給対象外となる。 (1)退学、停学（3ヶ月以上）の処分を受けた者 (2)修得単位数が学校の定める当該年度の標準取得単位数の5割以下の者 (3)出席率が5割以下の者	市町民税の課税標準額×6%-市町民税の調整控除額合計（保護者等全員分）	支給額	・0円（年収目安：270万円未満） または ・扶養される子が3人以上いる多子世帯（所得制限なし）	9,900円/月	100円以上51,300円未満 （年収目安：270万円～380万円）	4,950円/月	○募集時期 入学年度4月及び毎年度6～7月 上記期日に申請しなかった場合や、保護者等に変更があった場合や失業・倒産等の家計急変が生じた場合は随時申請(届出)可（提出した月又は翌月分から支給） ○支給時期 学校設置者が生徒・保護者等に代わって受領し、授業料の支払に充てるため、生徒・保護者等には直接支払われない。	在籍する学校	併給可
市町民税の課税標準額×6%-市町民税の調整控除額合計（保護者等全員分）	支給額											
・0円（年収目安：270万円未満） または ・扶養される子が3人以上いる多子世帯（所得制限なし）	9,900円/月											
100円以上51,300円未満 （年収目安：270万円～380万円）	4,950円/月											
高等学校等学び直し支援金 在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課 078-362-3882 ホームページは こちら	授業料充当金 高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給期間である36月（定時制・通信制課程は48月）の経過後も卒業までの間継続して就学支援金に相当する額を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度	○申込資格 次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の公立高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校（1～3年）に在籍していること（※1） (2)日本国内に住所を有すること（※2） (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超えていること (5)平成26年4月1日以降に入学した者で、在籍期間の要件を満たしており、高等学校等就学支援金の申請をすることができた者（所得要件による不認定や未申請は問わない） (6)高等学校等を退学したことがある者 (7)学び直し支援金の支給を通算して12月（定時制・通信制は24月）以上受けていない者 ※1 兵庫県外の高等学校については、高等学校(本校)が所在する都道府県が実施 ※2 高等学校等就学支援金新制度対象者（日本国籍・特別永住者等）は経済要件はありませんが、対象とならない外国籍の生徒については経済要件があります	支 給(授業料との相殺又は還付) 【県立学校の場合】 ○全日制課程： 9,900円/月 ○定時制課程： 2,700円/月 ○通信制課程： 310円/単位 ※市立高等学校の全日制・定時制課程においては、上記の金額と市立高等学校の授業料月額の高い方の額を支給 ※市立高等専門学校については、世帯の収入状況に応じ、加算額を支給（高等専門学校の授業料月額が上限）	○募集時期 在学中随時申請可 （認定された場合は申請月の翌月分から免除又は減額） ※一度認定されても、毎年4月頃に再度手続きが必要 ○支給時期 学校設置者が生徒・保護者等に代わって受領し、授業料の支払に充てるため、生徒・保護者には直接支払われない。	在籍する学校	併給可						

公立												
名称 (問い合わせ先・HP)	概要	対象者	貸与額 / 支給額		募集時期・支給期間	取扱窓口	備考					
高等学校等 授業料減免制度	授業料充当金	○申込資格 次のいずれかに該当する場合 (1) 児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所している者 (2) 市町村民税の所得割の納税義務がある保護者等を含まない世帯に属している者 (3) 留学することを許可された者 (4) 定時制又は通信制課程に在籍する勤労生徒で、学費の負担が困難な者 (5) (1)から(4)に掲げる者のほか、経済的事情により、学費の負担が著しく困難となった者又はその子弟 (6) 就学支援金制度で定める支給限度月数を超過して在学する者であって、就学支援金制度で定める受給資格要件のうち支給限度月数並びに国籍及び在留資格等を除いた要件を全て満たす者 (7) 通信制の課程に在籍し、就学支援金制度で定める受給資格要件のうち支給限度単位数並びに国籍及び在留資格等を除いた要件を全て満たす者で、履修申込み時において、履修単位数が74単位未満で履修申込単位数が74単位を超過して履修申込みを行う者 (8) 前各号に掲げる者のほか、その他特別な理由により、教育長が特に必要と認める者 ○経済要件 対象者欄(2)については、保護者等（原則父母）の市町村民税所得割額の合計が0円であること 対象者欄(4)の勤労生徒とは、原則として、経常的な収入を得る職業についており、年間収入が100万円を超える者であること 対象者欄(5)については、年収目安が4人世帯で450万円未満程度であること 対象者欄(8)の対象については、学校へ問い合わせること	納付義務の免除又は減額		○募集時期 在学中随時申請可 （認定された場合は申請月の翌月分 から免除又は減額） ※一度認定されても、毎年7月頃に再度 手続きが必要 ○支給時期 授業料の納付を免除又は減額する制 度であり、現金給付はされない	在籍する県立学校	併給可					
在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局 財務課 078-362-3882	就学支援金制度で定める 支給限度月数の超過等、 申込資格該当者に対し て、納付の免除又は減額 を実施することで経済的 負担を軽減する制度	校種	通常の金額	免除の場合				減額の場合				
ホームページはこちら				金額				該当区分 [対象者欄]	備考	金額	該当区分 [対象者欄]	備考
				全日制				月額9,900円	0円	(1)～(3) (5)～(6) (8)	(5)は年収目安 が450万円程度	4,950円
				定時制	月額2,700円	(1)～(6) (8)	—	—				—
		通信制	1単位310円	(1)～(7) (8)								
高校生等奨学給付金 （奨学のための給付金） 【国立も含む】	授業料以外の教育費	○申込資格 (1)(2)に該当し、かつ(3)(4)(5)のいずれかに該当する世帯の保護者等 (1) 高等学校等就学支援金又は高等学校等専攻科修学支援金（以下、両制度を合わせて「支援金」という。）制度の対象である国公立高校等（特別支援学校を除く）の生徒の保護者等であること。 (2) 保護者等が兵庫県内に住所を有していること。 (3) 保護者等全員の市町村民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること。 (4) 年収270～380万円未満世帯、または380～490万円未満世帯。扶養される子が3人以上いる多子世帯で年収380～600万円未満世帯であること。（専攻科のみ対象） (5) 家計急変による経済的理由から今年の年間収入見込額が上記（2）～（4）のいずれかに相当すると認められる世帯であること。 専攻科の場合は（4）に相当すると認められる世帯も含む。（注） ただし、以下の場合は対象外とする。 ・平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在籍している場合 ・当年度7月1日現在、支援金の受給資格が無い場合 ・当年度7月1日現在、休学している場合 ・当年度7月2日以降に入学（編・転入学を含む。）した場合 ・保護者等が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合	支給		○募集時期 兵庫県教育委員会が指定する日（7月） ○支給時期 9月下旬以降	県内公立学校の場合：高校生の 在籍する学校 県内国立及び県外国公立学校の場合：兵庫県教育委員会事務局 財務課	併給可					
県内公立学校の場合： 高校生の在籍する学校	授業料以外の教育費負担 を軽減するため、高校生 等のいる低所得世帯の保護者等 に対して高校生等奨学給付金を 支給する制度	（支援金新制度の対象となる学校・生徒）										
県内国立及び 県外国公立学校の場合： 兵庫県教育委員会事務局 財務課 078-362-3882		所得区分	全日制・定時制	通信制				専攻科				
ホームページはこちら		生活保護世帯	32,300円/年	32,300円/年								
		住民税非課税世帯	143,700円/年	50,500円/年	50,500円/年							
		270万円～380万円	47,900円/年	16,830円/年	16,830円/年							
		380万円～490万円	35,930円/年	12,630円/年								
		380万円～600万円			12,630円/年							
		（支援金旧制度の対象となる学校・生徒）										
		所得区分	全日制・定時制	通信制	専攻科							
		生活保護世帯	32,300円/年	32,300円/年								
		住民税非課税世帯	143,700円/年	50,500円/年	50,500円/年							
		270万円～380万円			16,830円/年							
		380万円～490万円										
		380万円～600万円			12,630円/年							
		（注）7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月以降（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の月数に応じて算定した額となります。										

兵庫県内の各部局が所管する事業

私 立																																
名 称 (問い合わせ先・HP)	概 要	対 象 者	貸 与 額 / 支 給 額	募 集 時 期 ・ 支 給 期 間	取 扱 窓 口	備 考																										
高等学校等就学支援金 在籍する高等学校 又は 兵庫県総務部教育課 078-341-7711 内線72339[高等学校] 内線72343[専修学校、 各種学校] ホームページはこちら	授業料充当金 生徒の授業料に充てる高 等学校等就学支援金を支 給し、家庭の教育費負担 の軽減と教育の機会均等 を図る制度	○申込資格 次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の私立高等学校等（※1）に在籍していること (2)日本国内に住所を有する者のうち、以下の①～⑦のいずれかに該当する者（※2※3） ①日本国籍を持っている方 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者、子、特別養子 ⑤永住者・特別永住者の配偶者or永住者・特別永住者の子として日本で出生し、引き続き日本に在留している方 ⑥定住者で日本に将来永住する意思がある方 ⑦家族滞在で以下すべてを満たす方 ・日本国内で出生または12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した ・日本の小学校と中学校を卒業した ・日本で就労して定着する意思がある (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）未満であること ※1 兵庫県外の高等学校については、高等学校（本校）が所在する都道府県が実施 ※2 いずれも該当しない在校生（留学生・外国人学校含む）は就学支援金経過措置の対象 ※3 いずれも該当しない新入生（留学生除く、外国人学校含む）は本制度の対象外	支 給(授業料との相殺又は還付) ※高等学校等の授業料月額が上限 ※通信制課程の支給額は履修単位等によって異なることがあるため、詳細は在籍（予定）の通信制高等学校にお問い合わせください。 <table><tr><td></td><td>支給上限額</td></tr><tr><td>全日制</td><td>38,100円/月</td></tr><tr><td>通信制（定額制）</td><td>28,100円/月</td></tr><tr><td>通信制（単位制）</td><td>13,668円/単位</td></tr></table> ○申込資格(2)にいずれも該当しない在校生（留学生含む）の支給額は下記のとおり <table><tr><td rowspan="2">市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者全員分）</td><td colspan="3">支給額</td></tr><tr><td>全日制</td><td>通信制（定額制）</td><td>通信制（単位制）</td></tr><tr><td>154,500円未満 （年収目安：590万未満程度）</td><td>33,000円/月</td><td>24,750円/月</td><td>12,030円/単位</td></tr><tr><td>304,200円未満 （年収目安：910万未満程度）</td><td>9,900円/月</td><td>9,900円/月</td><td>4,812円/単位</td></tr></table>		支給上限額	全日制	38,100円/月	通信制（定額制）	28,100円/月	通信制（単位制）	13,668円/単位	市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者全員分）	支給額			全日制	通信制（定額制）	通信制（単位制）	154,500円未満 （年収目安：590万未満程度）	33,000円/月	24,750円/月	12,030円/単位	304,200円未満 （年収目安：910万未満程度）	9,900円/月	9,900円/月	4,812円/単位	○募集時期 入学年度4月 上記期日に申請しなかった場合や、保護者等に変更があった場合や失業・倒産等の家計急変が生じた場合は随時申請(届出)可（提出した月又は翌月分から支給） ○支給時期 支給方法（授業料や学校納付金との相殺又は保護者等への振込）や支給時期は学校により異なります。生徒が在籍する学校にお問い合わせください。	在籍する学校	併給可			
	支給上限額																															
全日制	38,100円/月																															
通信制（定額制）	28,100円/月																															
通信制（単位制）	13,668円/単位																															
市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者全員分）	支給額																															
	全日制	通信制（定額制）	通信制（単位制）																													
154,500円未満 （年収目安：590万未満程度）	33,000円/月	24,750円/月	12,030円/単位																													
304,200円未満 （年収目安：910万未満程度）	9,900円/月	9,900円/月	4,812円/単位																													
高校生等・新修学支援 在籍する高等学校 又は 兵庫県総務部教育課 078-341-7711 内線72339[高等学校] 内線72343[専修学校、 各種学校] ホームページはこちら	授業料充当金 高等学校等就学支援金旧制度と同等の水準の額を生徒の授業料に充てることで、家庭の教育費負担を軽減する制度	○申込資格 次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の私立高等学校等（※1）に在籍していること (2)就学支援金の対象外となる外国籍または外国人学校の生徒（※2※3） (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）未満であること ※1 兵庫県外の高等学校については、高等学校（本校）が所在する都道府県が実施（外国人学校含む） ※2 在校生（留学生含む）で年収910万未満程度の世帯は就学支援金経過措置の対象 ※3 新入生で留学生は本制度の対象外	支 給(授業料との相殺又は還付) ※高等学校等の授業料月額が上限 ※通信制課程の支給額は履修単位等によって異なることがあるため、詳細は在籍（予定）の通信制高等学校にお問い合わせください。 ○在校生（留学生含む）の支給額は下記のとおり <table><tr><td rowspan="2">市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者全員分）</td><td colspan="3">支給額</td></tr><tr><td>全日制</td><td>通信制（定額制）</td><td>通信制（定額制）</td></tr><tr><td>304,200円以上 （年収目安：910万以上程度）</td><td>9,900円/月</td><td>9,900円/月</td><td>4,812円/単位</td></tr></table> ※年収910万未満程度の世帯は高等学校等就学支援金（経過措置）の対象 ○新入生（留学生除く）の支給額は下記のとおり <table><tr><td rowspan="2">市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者全員分）</td><td colspan="3">支給額</td></tr><tr><td>全日制</td><td>通信制（定額制）</td><td>通信制（定額制）</td></tr><tr><td>154,500円未満 （年収目安：590万未満程度）</td><td>33,000円/月</td><td>24,750円/月</td><td>12,030円/単位</td></tr><tr><td>304,200円以上 （年収目安：910万未満程度）</td><td>9,900円/月</td><td>9,900円/月</td><td>4,812円/単位</td></tr></table>	市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者全員分）	支給額			全日制	通信制（定額制）	通信制（定額制）	304,200円以上 （年収目安：910万以上程度）	9,900円/月	9,900円/月	4,812円/単位	市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者全員分）	支給額			全日制	通信制（定額制）	通信制（定額制）	154,500円未満 （年収目安：590万未満程度）	33,000円/月	24,750円/月	12,030円/単位	304,200円以上 （年収目安：910万未満程度）	9,900円/月	9,900円/月	4,812円/単位	○募集時期 入学年度4月及び7月頃 上記期日に申請しなかった場合や、保護者等に変更があった場合や失業・倒産等の家計急変が生じた場合は随時申請(届出)可（提出した月又は翌月分から支給） ○支給時期 支給方法（授業料や学校納付金との相殺又は保護者等への振込）や支給時期は学校により異なります。生徒が在籍する学校にお問い合わせください。	在籍する学校	併給可 ※高等学校等就学支援金とは不可
市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者全員分）	支給額																															
	全日制	通信制（定額制）	通信制（定額制）																													
304,200円以上 （年収目安：910万以上程度）	9,900円/月	9,900円/月	4,812円/単位																													
市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者全員分）	支給額																															
	全日制	通信制（定額制）	通信制（定額制）																													
154,500円未満 （年収目安：590万未満程度）	33,000円/月	24,750円/月	12,030円/単位																													
304,200円以上 （年収目安：910万未満程度）	9,900円/月	9,900円/月	4,812円/単位																													

私 立																																																
名 称 (問い合わせ先・HP)	概 要	対 象 者	貸 与 額 / 支 給 額	募集時期・支給期間	取 扱 窓 口	備 考																																										
高等学校等 学び直し支援金 在籍する高等学校 又は 兵庫県総務部教育課 078-341-7711 内線72339[高等学校] 内線72343[専修学校、 各種学校]	授業料充当金 高等学校等を中途退学した 後再び高等学校等で学 び直す者に対して、高等 学校等就学支援金の支給 期間である36月（定時 制・通信制課程は48 月）の経過後も卒業まで の間継続して就学支援金 に相当する額を支給し、 家庭の教育費負担を軽減 する制度	○申込資格 次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の私立高等学校等（※1）に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること（※2） (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超えていること (5)平成26年4月1日以降に入学した者で、在籍期間の要件を満たしており、高等学校等就学支援金の申請をすることができた者（所得要件による不認定や未申請は問わない） (6)高等学校等を退学したことがある者 (7)学び直し支援金の支給を通算して12月（定時制・通信制は24月）以上受けていない者 ※1 兵庫県外の高等学校については、高等学校(本校)が所在する都道府県が実施 ※2 高等学校等就学支援金新制度対象者（日本国籍・特別永住者等）は経済要件はありませんが、対象とならない外国籍または外国人学校の生徒については経済要件があります	支 給(授業料との相殺又は還付) ※高等学校等の授業料月額が上限 ○高等学校等就学支援金新制度対象者（日本国籍・特別永住者等）の支給額は下記のとおり <table><tr><th></th><th>支給上限額</th></tr><tr><td>全日制</td><td>28,100円/月</td></tr><tr><td>通信制（定額制）</td><td>28,100円/月</td></tr><tr><td>通信制（単位制）</td><td>13,668円/単位</td></tr></table> ○高等学校等就学支援金新制度の対象とならない外国籍または外国人学校の生徒で、令和8年4月以降に新たに学び直し支援金の対象となる場合の支給額は下記のとおり <table><tr><th rowspan="2">市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者全員分）</th><th colspan="3">支給額</th></tr><tr><th>全日制</th><th>通信制（定額制）</th><th>通信制（単位制）</th></tr><tr><td>154,500円未満 （年収目安：590万未満程度）</td><td>24,750円/月</td><td>24,750円/月</td><td>12,030円/単位</td></tr><tr><td>304,200円未満 （年収目安：910万未満程度）</td><td>9,900円/月</td><td>9,900円/月</td><td>4,812円/単位</td></tr></table> ○高等学校等就学支援金新制度の対象とならない外国籍または外国人学校の生徒で、令和8年3月末までに学び直し支援金を支給されていた場合の支給額は下記のとおり <table><tr><th rowspan="2">市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者全員分）</th><th colspan="3">支給額</th></tr><tr><th>全日制</th><th>通信制（定額制）</th><th>通信制（単位制）</th></tr><tr><td>154,500円未満 （年収目安：590万未満程度）</td><td>24,750円/月</td><td>24,750円/月</td><td>12,030円/単位</td></tr><tr><td>304,200円未満 （年収目安：910万未満程度）</td><td>9,900円/月</td><td>9,900円/月</td><td>4,812円/単位</td></tr><tr><td>304,200円以上 （年収目安：910万以上程度）</td><td>9,900円/月</td><td>9,900円/月</td><td>4,812円/単位</td></tr></table>		支給上限額	全日制	28,100円/月	通信制（定額制）	28,100円/月	通信制（単位制）	13,668円/単位	市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者全員分）	支給額			全日制	通信制（定額制）	通信制（単位制）	154,500円未満 （年収目安：590万未満程度）	24,750円/月	24,750円/月	12,030円/単位	304,200円未満 （年収目安：910万未満程度）	9,900円/月	9,900円/月	4,812円/単位	市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者全員分）	支給額			全日制	通信制（定額制）	通信制（単位制）	154,500円未満 （年収目安：590万未満程度）	24,750円/月	24,750円/月	12,030円/単位	304,200円未満 （年収目安：910万未満程度）	9,900円/月	9,900円/月	4,812円/単位	304,200円以上 （年収目安：910万以上程度）	9,900円/月	9,900円/月	4,812円/単位	○募集時期 在学中随時申請可（認定された場合は申請月分から支給） ※毎年度7月頃に継続手続きが必要となります ○支給時期 支給方法（授業料や学校納付金との相殺又は保護者等への振込）や支給時期は学校により異なります。生徒が在籍する学校にお問い合わせください。	在籍する学校	併給可
	支給上限額																																															
全日制	28,100円/月																																															
通信制（定額制）	28,100円/月																																															
通信制（単位制）	13,668円/単位																																															
市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者全員分）	支給額																																															
	全日制	通信制（定額制）	通信制（単位制）																																													
154,500円未満 （年収目安：590万未満程度）	24,750円/月	24,750円/月	12,030円/単位																																													
304,200円未満 （年収目安：910万未満程度）	9,900円/月	9,900円/月	4,812円/単位																																													
市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者全員分）	支給額																																															
	全日制	通信制（定額制）	通信制（単位制）																																													
154,500円未満 （年収目安：590万未満程度）	24,750円/月	24,750円/月	12,030円/単位																																													
304,200円未満 （年収目安：910万未満程度）	9,900円/月	9,900円/月	4,812円/単位																																													
304,200円以上 （年収目安：910万以上程度）	9,900円/月	9,900円/月	4,812円/単位																																													

私 立																																						
名 称 (問い合わせ先・HP)	概 要	対 象 者	貸 与 額 / 支 給 額		募集時期・支給期間	取 扱 窓 口	備 考																															
高等学校等奨学給付金 (奨学のための給付金)	授業料以外の教育費	○申込資格 (1)(2)に該当し、かつ(3)(4)のいずれかに該当する世帯の保護者等 (1)高等学校等就学支援金（以下、「支援金」という。）制度の対象である私立高校等（特別支援学校を除く）の生徒の保護者等であること。 (2)保護者等が兵庫県内に住所を有していること。 (3)保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること。 (3)（支援金新制度の対象となる学校・生徒の場合）保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が182,500円未満又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること。 (4)（支援金旧制度の対象となる学校・生徒の場合※新入生である留学生を除く）保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること。 (5)（専攻科の場合）保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が105,500円未満又は264,500円未満の多子世帯であること。 (4)経済的理由による家計急変から、急変後の年間収入見込額が上記（2）～（4）のいずれかに相当すると認められる世帯であること。 ただし、以下の場合は対象外とする。 ・平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在籍している場合 ・当年度7月1日現在、就学支援金の受給資格が無い場合 ・当年度7月1日現在、休学している場合 ・当年度7月2日以降に入学（編・転入学を含む。）した場合 ・保護者等が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合 ・保護者等の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合 ○経済要件 保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算額（264,500円未満の多子世帯又は182,000円未満又は0円※対象要件による）又は生活保護（生業扶助）受給世帯	支 給 (支援金新制度の対象となる学校・生徒)		○募集時期 7月頃（在籍する学校又は兵庫県が指定する日） ○支給時期 未定		在籍する学校	併給可																														
県内私立高校等の場合： 在籍する私立高校等	授業料以外の教育費負担を軽減するため、私立高校等の生徒のいる低所得世帯の保護者等に対して奨学給付金を支給する。		<table><tr><th>所得区分</th><th>全日制・定時制</th><th>通信制</th><th>高専・専修・各種</th><th>専攻科</th></tr><tr><td>生活保護世帯</td><td>52,600円/年</td><td>52,600円/年</td><td>52,600円/年</td><td></td></tr><tr><td>住民税非課税世帯</td><td>152,000円/年</td><td>52,100円/年</td><td>152,000円/年</td><td>52,100円/年</td></tr><tr><td>住民税所得割合算額 105,500円未満</td><td>50670円/年</td><td>17,370円/年</td><td>50,670円/年</td><td>17,370円/年</td></tr><tr><td>住民税所得割合算額 182,500円未満</td><td>38,000円/年</td><td>13,030円/年</td><td>38,000円/年</td><td></td></tr><tr><td>住民税所得割合算額 105,500円～264,500円 の多子世帯未満</td><td></td><td></td><td></td><td>13,030円/年</td></tr></table>		所得区分	全日制・定時制	通信制	高専・専修・各種	専攻科	生活保護世帯	52,600円/年	52,600円/年	52,600円/年		住民税非課税世帯	152,000円/年	52,100円/年	152,000円/年	52,100円/年	住民税所得割合算額 105,500円未満	50670円/年	17,370円/年	50,670円/年	17,370円/年	住民税所得割合算額 182,500円未満	38,000円/年	13,030円/年	38,000円/年		住民税所得割合算額 105,500円～264,500円 の多子世帯未満				13,030円/年				
所得区分	全日制・定時制	通信制	高専・専修・各種	専攻科																																		
生活保護世帯	52,600円/年	52,600円/年	52,600円/年																																			
住民税非課税世帯	152,000円/年	52,100円/年	152,000円/年	52,100円/年																																		
住民税所得割合算額 105,500円未満	50670円/年	17,370円/年	50,670円/年	17,370円/年																																		
住民税所得割合算額 182,500円未満	38,000円/年	13,030円/年	38,000円/年																																			
住民税所得割合算額 105,500円～264,500円 の多子世帯未満				13,030円/年																																		
県外私立高校等の場合： 兵庫県総務部教育課 078-341-7711			<table><tr><th>所得区分</th><th>全日制・定時制</th><th>通信制</th><th>高専・専修・各種</th><th>専攻科</th></tr><tr><td>生活保護世帯</td><td>52,600円/年</td><td>52,600円/年</td><td>52,600円/年</td><td></td></tr><tr><td>住民税非課税世帯</td><td>152,000円/年</td><td>52,100円/年</td><td>152,000円/年</td><td>52,100円/年</td></tr><tr><td>住民税所得割合算額 105,500円未満</td><td></td><td></td><td></td><td>17,370円/年</td></tr><tr><td>住民税所得割合算額 182,500円未満</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>住民税所得割合算額 105,500円～264,500円 の多子世帯未満</td><td></td><td></td><td></td><td>13,030円/年</td></tr></table>		所得区分	全日制・定時制	通信制	高専・専修・各種	専攻科	生活保護世帯	52,600円/年	52,600円/年	52,600円/年		住民税非課税世帯	152,000円/年	52,100円/年	152,000円/年	52,100円/年	住民税所得割合算額 105,500円未満				17,370円/年	住民税所得割合算額 182,500円未満					住民税所得割合算額 105,500円～264,500円 の多子世帯未満				13,030円/年				
所得区分	全日制・定時制	通信制	高専・専修・各種	専攻科																																		
生活保護世帯	52,600円/年	52,600円/年	52,600円/年																																			
住民税非課税世帯	152,000円/年	52,100円/年	152,000円/年	52,100円/年																																		
住民税所得割合算額 105,500円未満				17,370円/年																																		
住民税所得割合算額 182,500円未満																																						
住民税所得割合算額 105,500円～264,500円 の多子世帯未満				13,030円/年																																		
内線72337[高等学校] 内線72343[専修学校、 各種学校]																																						
ホームページはこちら																																						

私 立												
名 称 (問い合わせ先・HP)	概 要	対 象 者	貸 与 額 / 支 給 額	募 集 時 期 ・ 支 給 期 間	取 扱 窓 口	備 考						
私立高等学校等 入学資金貸付 私立高等学校： 在籍する学校 私立専修学校： 兵庫県専修学校各種学 校連合会 078-391-7010 ホームページは こちら	入学金 入学時に必要な経費の支 払いが一時困難な者に対 し、入学時の負担を軽減 する制度	学資負担者（所得税法上、生徒の扶養者）が兵庫県民で市（町）県民 税所得割額の基準に該当される方。 ※ただし、市（町）県民税所得割額の基準を超えても、特別の事情に 該当する場合は貸付対象となる場合あり 【市（町）県民税所得割額の基準】 収入に基づく市（町）民所得割額と県民税所得割額の合算が 257,500円未満 【特別の事情】 転・退職、死亡、入院、離婚、別居、失・廃業等により所得が前年に 比べて著しく減少する見込みの学資負担者であること	貸 与(無利子) ※返還を怠った場合、年利15%の割合で違約金を徴収 1人30万円以内 （入学金、施設拡充費等の入学時の納付金が対象。授業料・教科書・制服・ かばん代等は対象外）	○募集時期 私立高等学校：当該私立高等学校受 験日まで 私立専修学校（高等課程）：1月～ 3月初旬頃 ○貸与時期 入学時納入金と相殺	・兵庫県の私立 高等学校入学 希望者 →入学希望の私 立高等学校 ・兵庫県の私 立高等学校入学 希望者 →兵庫県私学振 興協会 ・兵庫県の私 立専修学校（高 等課程）入学希 望者 →兵庫県専修学 校各種学校連合 会	・併給可 ・ 返還期間 在学中3年以内に返還 第1回償還期日を入学年度の 9月30日とし、以後半年賦 均等償還 （ただし、借受人からの申出 により繰上償還も可）						
兵庫県私立高等学校等 入学金支援 在籍する高等学校 又は 兵庫県総務部教育課 078-341-7711 内線72339[高等学校] 内線72343[専修学校、 各種学校] ホームページは こちら	入学金 私立高校等の生徒のいる 低所得世帯の保護者等に 対して、入学時の負担を 軽減する制度	○申込資格 次の要件を全て満たす者 (1)令和8年度新入生であること (2)7月1日時点で兵庫県の全日制高等学校か専修学校高等課程に在 籍していること (3)保護者等全員が7月1日時点で兵庫県在住であること (4)7月1日時点で生活保護世帯（生業扶助受給）または、市町村民税 所得割額及び県民税所得割額がどちらも0円（保護者等全員の合算） であること	支 給 ※入学料の実支払額と支給限度額の低い方が支給 <table><tr><td></td><td>全日制</td><td>専修学校(高等課程)</td></tr><tr><td>支給上限額</td><td>50,000円</td><td>25,000円</td></tr></table>		全日制	専修学校(高等課程)	支給上限額	50,000円	25,000円	○募集時期 7月頃（在籍する学校又は兵庫県が 指定する日） ○支給時期 支給方法（学校納付金との相殺又は 保護者等への振込）や支給時期は学 校により異なります。生徒が在籍す る学校にお問い合わせください。	在籍する学校	併給可
	全日制	専修学校(高等課程)										
支給上限額	50,000円	25,000円										

兵 庫 県 内 の 各 部 局 が 所 管 す る 事 業

共 通																									
名 称 (問い合わせ先・HP)	対 象 者	貸 与 額 / 支 給 額	募 集 時 期 ・ 支 給 期 間	取 扱 窓 口	備 考																				
高等学校 奨学資金貸与事業 公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会 078-361-6640 ホームページはこちら	○申込資格 次のすべての要件を満たす者 (1) 学校教育法に基づく次の学校に在学していること。 ア 高等学校 イ 中等教育学校（後期課程） ウ 高等専門学校 エ 特別支援学校（高等部） オ 専修学校（高等課程） (2) 申請者の生計を主として維持する方（保護者等）が、県内に住所を有していること。 (3) 勉学意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な状況にあり、主として生計を維持する者の収入が別に定める基準額以下であること。 ○経済要件 <table><tr><td colspan="4">生計を主として維持している方の年間収入額の上限は、おおむね次のとおりである。ただし、目安であり、家族構成等による限度額は増減する。</td></tr><tr><td>世帯人数</td><td>給与所得者の場合 (必要経費控除後の額)</td><td>事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)</td><td>家族構成(例)</td></tr><tr><td>4人</td><td>680万円</td><td>253万円</td><td>父母・申請者・中学生</td></tr><tr><td>5人</td><td>713万円</td><td>276万円</td><td>父母・申請者・中学生・小学生</td></tr><tr><td>6人</td><td>732万円</td><td>289万円</td><td>父母・祖母・申請者・中学生・小学生</td></tr></table>	生計を主として維持している方の年間収入額の上限は、おおむね次のとおりである。ただし、目安であり、家族構成等による限度額は増減する。				世帯人数	給与所得者の場合 (必要経費控除後の額)	事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)	家族構成(例)	4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生	5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生	6人	732万円	289万円	父母・祖母・申請者・中学生・小学生	貸 与（無利子） ※ 貸付期間：標準修業年限以内の期間 (1) 奨学資金 国公立 自宅 月額18,000円 自宅外 月額23,000円 私立 自宅 月額30,000円 自宅外 月額35,000円 (2) 通学交通費 1か月あたりの通学定期券の額に應じ、月額5,000～45,000円 (3) 電動アシスト自転車購入費 定額10万円 (4) タブレット端末等購入費等 定額9万円 返済期間 ・ 貸与が終了した月の翌月から返還開始し、20年以内(猶予された期間を除く)に返還 ・ 「月賦」「半年賦」「年賦」「一括」から返還方法を選択 ・ 大学等進学時の返還猶予あり 以下の事由に該当する場合は申請に基づき1年度内ごとに猶予できる。 (在学中による 猶予期間を除いて最長10年) 1. 高等学校等、短期大学、大学等に在学中 2. 災害によるり災 3. 病気療養中 4. 生活保護受給中 5. 妊娠中、3歳未満の子を養育中 6. 求職中 7. 進学準備中 8. 経済的理由（給与所得者：本人の前年収入が300万円以下） ※平成29年4月分から開始	○募集時期 高等学校に在学：随時受付 中学3年生の予約申請：8月～10月上旬頃 ○貸与時期 4月～9月貸与分→5月～8月頃 10月～12月貸与分→10月頃 1～3月貸与分→1月頃	在籍する学校	○併給禁止等 1.独立行政法人日本学生支援機構による奨学金 2.母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金 3.勤労生徒奨学資金 4.特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金
生計を主として維持している方の年間収入額の上限は、おおむね次のとおりである。ただし、目安であり、家族構成等による限度額は増減する。																									
世帯人数	給与所得者の場合 (必要経費控除後の額)	事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)	家族構成(例)																						
4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生																						
5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生																						
6人	732万円	289万円	父母・祖母・申請者・中学生・小学生																						
勤労生徒奨学資金 貸与事業 公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会 078-361-6640 ホームページはこちら	○申込資格 (1) 県の区域内の高等学校の定時制若しくは通信制の課程に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学する者（県の区域内に住所を有する者に限る。） (2) 経済的理由により著しく修学が困難な者であって、その者及びその者を扶養している者の所得が別に定める額以下であるもの (3) 経常的に収入を得る職業に就いている者 (4) 学年による教育課程の区分を設けない定時制課程（以下「単位制による定時制課程」という。）及び通信制課程に在学する者は、その者が在籍する高等学校において定められた卒業までに修得すべき教科・科目及びその単位数並びに特別活動及びその授業時数を4年以内で修了し、卒業することができる学習計画を有すると認められる者が年間18単位以上の単位数を履修しているもの。ただし、その者が在籍する高等学校において定められた当該年度に履修すべき単位数が18単位に満たない数であるときは、その単位数以上を履修していること。 ○経済要件 年間所得が279万円以下（当該生徒を扶養親族としている者がある場合はその者の年間所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の192％以下）	貸 与（卒業又は高等学校卒業程度認定試験に合格した場合は返還免除） 貸与額：月額14,000円	○募集時期 在学している学校が定める日（5月上旬～6月下旬頃） ○貸与期間 9月（4月～9月分） 10月（10月～12月分） 1月（1月～3月分）	在籍する各定時制又は通信制の高等学校	○併給禁止等 公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金とは併給不可 ○返済期間 貸与期間の満了や貸与の取消等、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して6か月を経過したところから、貸与を受けた期間に相当する期間内で返還 ○大学進学時の返還猶予 高等学校、大学、高等専門学校等と同程度の学校に在学するとき																				

共 通					
名 称 (問い合わせ先・HP)	対 象 者	貸 与 額 / 支 給 額	募 集 時 期 ・ 支 給 期 間	取 扱 窓 口	備 考
生活福祉資金 (教育支援資金) 社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 078-242-7944 ホームページはこちら	○申込資格 【借入申込者】・・・次の要件に該当する者 ・現在中学生、高校生、高等専門学校生等である者、またはその卒業後2年以内の者 ・高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校及びその他の各種学校（通信制、定時制含む）に在学中の者 【貸付の対象となる世帯】 ・・・次の3つの要件にすべて当てはまる世帯 ①兵庫県内に居住中で、同一地域に6か月以上居住している世帯 ②低所得世帯（世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護基準の1.8倍程度の所得の世帯） ③世帯内の学生の高等学校や大学等への進学・在学にあたり、その学費の捻出のため他からの融資を受けることが困難、または融資を受けても進学・在学が困難な世帯 ○経済要件 世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護基準の1.8倍程度の所得の世帯	貸 付（無利子） 就学支度費 ・入学時に必要な入学金や制服代等の費用が対象 ・貸付期間 在学期間中 ・貸付限度額 50万円以内 教育支援費 ・在学中に必要な授業料、教科書代や通学定期代等の費用が対象 ・貸付期間 在学期間中 ・貸付限度額 高等学校 月額35,000円以内 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内 大 学 月額65,000円以内 据置期間は貸付終了後6ヶ月以内 （貸付は貸付対象となった学校の卒業する日の属する月の末日で終了） 償還期間は20年以内。ただし、毎月の返済額の下限は5千円	○募集時期 随時 ○支給時期 初回は貸付決定後の支給。 以後、半年毎（9月と3月）に6か月分を支給。	お住まいの市区 町社会福祉協議会	○併給禁止等 日本学生支援機構、国の教育ローン（日本政策金融公庫）、母子父子寡婦福祉資金、各学校独自の奨学金、地方自治体独自の奨学制度など 他の制度を利用できる場合は、他の融資・給付制度を優先して利用することが必要（他制度優先） ○大学進学時の返還猶予 在学に伴って今後の償還が困難である場合は、償還猶予の申請が可能
生活保護制度による 生業扶助 (高等学校等就学費) 兵庫県福祉部地域福祉課 078-341-7711 内線79249 ホームページはこちら	生活保護法による被保護世帯で、高等学校等に就学する（している）者	支 給 基本額 7,300円 教材代 正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額 入学料 公立高校相当額 入学考査料 30,000円以内 通学のための交通費 通学に必要な最小限度の額 学習支援費（年間上限額） 101,000円以内	○募集時期 高等学校等入学時 ○支給時期 原則毎月（ただし、特段の事情がある場合は一括支給也可）	各福祉事務所	

共 通					
名 称 (問い合わせ先・HP)	対 象 者	貸 与 額 / 支 給 額	募 集 時 期 ・ 支 給 期 間	取 扱 窓 口	備 考
母子父子寡婦福祉資金貸付金 兵庫県福祉部児童家庭課 078-362-3201 ※神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市及び明石市については、各市母子福祉担当課 					

兵庫県内の各市町が所管する事業一覧

市町名	問い合わせ先 (ホームページ)	名 称	高 校		専修学校（高等課程）		貸与/支給	他の奨学金との併給の可否	募 集 時 期	備 考
			国公立	私立	国公立	私立				
			月額	月額	月額	月額				
神戸市	神戸市行政事務センター 078-291-5952 ホームページは こちら	神戸市高校生等通学定期券補助制度	備考欄に記載	備考欄に記載	備考欄に記載	備考欄に記載	支給	不可要件あり	1月上旬～4月下旬	- 神戸市に住民登録のある高校生等の保護者 - 生年月日が2006年4月2日から2011年4月1日であること - 市内の高校に通う場合：全額、市外の高校に通う場合：半額 - 詳細はホームページをご覧ください。
尼崎市	学事企画課 06-4950-5671 ホームページは こちら	尼崎市修学援助金	備考欄に記載	備考欄に記載	備考欄に記載	備考欄に記載	支給	可	未定	- 高等学校等の生徒の保護者で尼崎市に在住する者 - 所得制限あり - ホームページは募集時期のみ公開しています。 - 国公立 年額60,000より県の給付金額を減じた額 - 私立 年額72,000より県の給付金額を減じた額
西宮市	学事課 0798-35-3817 ホームページは こちら	西宮市私立高等学校入学給付金		入学時 50,000		入学時 50,000	支給	可	【入学前に募集】 2月1日～3月31日	- 保護者が西宮市内に在住する私立高校入学予定者等 - 所得制限あり - 私立専修学校高等課程は大学入学資格付与指定校に限る
		西宮市教育委員会奨学金	5,500 (上限)	11,000 (上限)			支給	可	7月1日～7月31日 8月以降随時（受付月分から支給）	- 保護者が西宮市内に居住していれば、県外の学校等でも対象となる - 所得制限あり
芦屋市	教育部教育統括室管理課 0797-38-2085 ホームページは こちら	芦屋市奨学金	1,010 または 2,010	2,780 または 3,840			支給	可	7月（8月以降随時）	- 保護者が芦屋市に居住していること - 所得制限あり - 通信制課程の支給額はお問い合わせください - 給付額について変更の可能性あり
伊丹市	こども福祉課 072-784-8030 ホームページは こちら	伊丹市交通遺児等学業援助資金支給事業	6,000	8,000	6,000	8,000	支給	可	随時（受付月分から支給）	（以下の全ての要件を備えている者） ①生徒または保護者が伊丹市に住所を有している者 ②世帯の生計中心者を交通事故またはこれに準ずる事故により亡くされた高等学校、専修学校、大学等の生徒及び学生
三田市	学校教育課 079-559-5136 ホームページは こちら	三田市高等学校等入学支援金	入学時 63,200	入学時 63,200	入学時 63,200	入学時 63,200	支給	給付型とは併給不可	7月～3月	- 高等学校等に在籍している者の保護者で、三田市に在住している者。 - 所得制限あり
猪名川町	教育振興課 072-766-6000 ホームページは こちら	猪名川町奨学金	年額 1,200,000 以内	年額 1,200,000 以内	年額 1,200,000 以内	年額 1,200,000 以内	貸与 (無利子)	可	1月4日～1月31日	- 保護者が猪名川町に居住していれば、県外の学校等でも対象となる。 - 所得制限あり - 貸与額についてはお問い合わせください
明石市	こども政策課 078-918-6073 ホームページは こちら	明石市給付型奨学金	5,000	5,000	5,000	5,000	支給	可	高等学校等進学前の6月初旬～7月下旬頃	- 対象者は本人 - 生活保護制度、里親制度等との調整あり - 入学時 上限300,000
高砂市	学校教育課学事保健係 079-443-9054 ホームページは こちら	高砂市奨学金	8,000	8,000	8,000	8,000	支給	可	5月中旬～6月上旬以降随時	- 高砂市内に在住する高校生等（本人） - 所得制限あり

市町名	問い合わせ先 (ホームページ)	名 称	高 校		専修学校（高等課程）		貸与/支給	他の奨学金との併給の可否	募 集 時 期	備 考
			国公立	私立	国公立	私立				
			月額	月額	月額	月額				
三 木 市	教育総務部教育総務課 0794-82-2000 ホームページは こちら	三木市教育委員会奨学金	6,000	12,000	6,000	12,000	支給	可	5月下旬～6月下旬	・申請者又はその保護者が、市内に住所を有しており、世帯の所得金額の合計が別に定める所得基準以下であること。 ・所得制限/学力要件あり
加 西 市	学校教育課 0790-42-8772 ホームページは こちら	加西市奨学金	6,000	6,000			支給	可	5月中旬頃～下旬頃	・保護者が加西市に在住する高校生等 ・所得制限/学力要件あり
加 東 市	教育振興部教育総務課 0795-43-0540 ホームページは こちら	加東市奨学金	7,000	10,000			支給	給付型とは併給不可	随時	・保護者が加東市に在住する高校生等 ・生活保護制度を受けていること
稲 美 町	教育課 079-492-9149 ホームページは こちら	稲美町奨学金 給付事業	9,000	9,000			支給	不可要件あり	中学3年生時（進学する前年度）1月中旬	・稲美町に在住する高校生等 ・所得制限/学力要件あり ・稲美町ひとり親家庭等子女奨学金とは併給不可
播 磨 町	教育総務課 079-435-0533 ホームページは こちら	播磨町奨学金	17,000	29,000	17,000	29,000	貸与（無利子）	不可要件あり	6月初旬～中旬	・播磨町に在住する高校生等 ・所得制限/学力要件あり ・高等専門学校、各種学校の貸与額についてはお問い合わせください
多 可 町	教育総務課 0795-32-2384 ホームページは こちら	多可町ハートフル 学業支援金 給付事業	7,000	7,000			支給	可	6月上旬～下旬 以降随時	・保護者が多可町に在住する高校生等 ・所得制限あり
		多可町 白川良一高等学校 等入学支援金支給 事業	入学時 80,000	入学時 80,000			支給	可	中学3年生時（進学する前年度）2月上旬～中旬	・多可町に在住し、翌年度に高等学校等への入学を予定している中学生の保護者 ・所得制限あり ・特別支援学校への入学予定者は、別に定める
	多可町企画秘書課 0795-32-2381 ホームページは こちら	多可町 路線バス通学 定期券購入補助金	備考欄に記載	備考欄に記載	備考欄に記載	備考欄に記載	支給	不可要件あり	随時	・高等学校等に通う生徒又はその保護者 ・多可町に住所を有し、かつ生活の本拠を有する者 ・支給額：通学定期券の購入に要した費用から、別に定める通学定期券個人負担額を控除した額
		多可町 高等学校 路線バス通学定期 券購入補助金	備考欄に記載				支給	可	随時	・多可町外に居住しながら多可高等学校に通学する者又はその保護者 ・支給額：通学定期券の購入に要した費用に1/4を乗じた額
相 生 市	管理課企画総務係 0791-23-7142 ホームページは こちら	相生市奨学金事業	年額 40,000	年額 40,000			支給	可	当該年度の前年度3月末頃まで	・相生市に在住する高校生等 ・所得制限/学力要件あり
た つ の 市	教育管理部教育総務課 0791-64-3178 ホームページは こちら	高等学校等入学準備金支給事業	入学時 20,000	入学時 20,000	入学時 20,000	入学時 20,000	支給	可	中学3年生時（進学する前年度）2月中	・たつの市に在住し、翌年度に高等学校等への入学を予定している中学生の保護者 ・所得制限あり

市町名	問い合わせ先 (ホームページ)	名 称	高 校		専修学校（高等課程）		貸与/支給	他の奨学金との併給の可否	募 集 時 期	備 考
			国公立	私立	国公立	私立				
			月額	月額	月額	月額				
赤穂市	子育て支援係 0791-43-6808 ホームページは こちら	赤穂市母子世帯等 奨学金支給事業	9,000	9,000	9,000	9,000	支給	可	6月上旬	・赤穂市に在住する高校生のひとり親 ・所得制限/学力要件あり
宍粟市	教育総務課 0790-63-3121 ホームページは こちら	宍粟市小・中・松本 奨学金貸与事業	10,000	10,000	10,000	10,000	貸与 (無利子)	可	1月中旬～3月上旬	・宍粟市波賀町に在住する高校生の保護者（松本奨学金） ・所得制限/学力要件あり
		宍粟市奨学金 支給事業	入学時 60,000	入学時 60,000			支給	可	1月中旬～2月中旬	・宍粟市に在住する生徒の保護者 ・所得制限/学力要件あり
		田中登奨学金事業	10,000	10,000	10,000	10,000	支給	可	随時	・宍粟市立一宮北中学校を卒業した高校生等、または保護者が一宮北中学校の区域に住所を有し居住していること。 ・所得制限あり
神河町	ひと・まち・みらい課 0790-34-0002 ホームページは こちら	神河町遠距離 通勤・通学等 補助金	5,000 を限度	5,000 を限度	5,000 を限度	5,000 を限度	支給	可	定期乗車券の有効期限の1ヵ月 前まで	・神河町から遠距離通学/通勤する者 ・補助対象者及びその同居家族に町税等（税外収入を含む）の滞納があるときは対象外
豊岡市	教育総務係 0796-23-1117 ホームページは こちら	豊岡市奨学金	9,900	9,900	9,900	9,900	貸与 (無利子)	可	4月初旬～下旬	・保護者が豊岡市に在住する高校生等 ・所得制限/学力要件（学校長推薦必要）あり
		豊岡市交通遺児 奨学金	15,000	15,000	15,000	15,000	支給	可	随時	・主たる生計維持者である保護者が交通事故で死亡、又は負傷のため 著しい後遺障害があつて働けなくなった家庭の子弟 ・保護者が豊岡市に在住する高校生等 ・在学する学校長の推薦があること
	交通政策係 0796-23-1713 ホームページは こちら	豊岡市高校生通学 バス定期補助事業	15,000を 超えた部分	15,000を 超えた部分	15,000を 超えた部分	15,000を 超えた部分	支給	不可要件 あり	随時	・豊岡市に居住する保護者。ただし、学生が成人である場合は学生本人が補助対象者となることも可
養父市	教育課 079-664-0282 ホームページは こちら	養父市高校生 通学費補助金 交付事業	備考欄に記載	備考欄に記載			支給	不可要件 あり	随時	・養父市に在住する生徒の保護者 ・定期券購入額から1月当たり15,000円に当該定期券の有効月数を乗じて得た額を控除した額
朝来市	総合政策課 079-672-6110 ホームページは こちら	朝来市高等学校 生徒下宿等費用 補助金	50,000				支給	可	4月上旬	・朝来市内にある下宿等に入居して県立生野高等学校へ通学する生徒の保護者 ・生徒の自宅が朝来市及び神河町以外にあること
香美町	教育総務課 0796-94-0101 ホームページは こちら	香美町高等学校 生徒下宿費補助金 交付制度	40,000 を限度				支給	不可	4月末日 (年度途中に下宿に入居する場合は、その事由発生後30日以内)	・香美町内の下宿から村岡高等学校へ通う生徒の保護者 ・町内に住民票を有する生徒 ・村岡高等学校長の推薦があること
	企画課 0796-94-0101 ホームページは こちら	香美町高校生 バス通学費 助成金交付事業	備考欄に記載	備考欄に記載			支給	不可	有効期間満了後（使用後）1ヵ月以内（3月分は4月10日まで）	・香美町内に居住し高等学校に在籍する生徒の保護者 ・【町内高校在籍】月額負担15,000円を超えた部分 【町外高校在籍】月額負担25,000円を超えた部分

市町名	問い合わせ先 (ホームページ)	名 称	高 校		専修学校（高等課程）		貸与/支給	他の奨学金との併給の可否	募 集 時 期	備 考
			国公立	私立	国公立	私立				
			月額	月額	月額	月額				
新温泉町	新温泉町企画課 0796-82-5624 ホームページは こちら	兵庫県立 浜坂高等学校の生徒に対するバス通学費の支援	運賃の3/4				支給	可	随時	・浜坂高校に町民バスを利用して通学する生徒のうち、通学定期券を購入する者。
丹波篠山市	教育総務課 079-552-5709 ホームページは こちら	丹波篠山市ふるさと創生奨学金	10,000	20,000	10,000	20,000	貸与 (無利子)	可	予約募集7月～9月、11月 通常募集5月～12月	・丹波篠山市に在住する生徒又は保護者 ・所得制限あり ・責任を持って返済できる者
	創造都市課移住定住・地元就職支援室 079-552-5796 ホームページは こちら	高等学校 遠距離通学費補助金	備考欄に記載				支給	可	5月	・丹波篠山市内の高等学校に通学し、かつ丹波篠山市に在住する生徒の保護者 ・市税の滞納がない者 ・片道10Km以上かかる生徒 ・（在学期間中1回に限る）10km以上：25,000、 15km以上：50,000、20km以上：100,000
丹波市	教育総務課学事係 0795-70-0880 ホームページは こちら	丹波市奨学金 給付事業	6,000	6,000			支給	給付型とは併給不可	6月末まで	・丹波市に在住する高校生等 ・所得制限/学力要件あり
	ふるさと定住促進課 0795-88-5360 ホームページは こちら	丹波市路線バス 通学定期券購入補助事業	備考欄に記載				支給	不可要件あり	定期券購入時 又は定期券購入後随時	・丹波市に在住する高校生等又は保護者 ・10,000円を超える路線バスの通学定期券を購入する者 ・補助金額＝(1年通学定期運賃÷12か月-10,000円)×定期券購入月数
		丹波市JR加古川線 通学定期券購入費助成事業	実費の1/2 ※初回のみ満額	実費の1/2 ※初回のみ満額	実費の1/2 ※初回のみ満額	実費の1/2 ※初回のみ満額	支給	不可要件あり	定期券購入後随時	・丹波市に在住する高校生等又は保護者 ・JR加古川線を含む通学定期券を購入する者 ・JR加古川線（谷川駅～西脇駅間）区間相当分が助成対象
淡路市	まちづくり政策課 0799-64-2506 ホームページは こちら	淡路市通学者助成	備考欄に記載	備考欄に記載			支給	不可要件あり	1月～3月	・島内を発着する公共交通機関を利用して通学する高校生等 ・助成対象者の属する世帯全員に未納の市税がないこと。 【市内】バス定期全額 【市外】バス定期全額＋市内を発着する公共交通機関の運賃の1/3 （上限65,000）
	学校教育課 0799-64-2519 ホームページは こちら	特定奨学等 基金奨学金事業	備考欄に記載	備考欄に記載	備考欄に記載	備考欄に記載	支給	不可要件あり	・奨学金 6月1日～6月30日 ①7月1月～7月31日 ②2月1日～2月26日	・淡路市に在住する高校生等及び保護者 ・所得制限あり ・奨学金：高校1年生のみ、入学時1回のみ100,000 ・通学助成：高校1～3年生、100,000が上限
南あわじ市	ふるさと創生課 0799-43-5205 ホームページは こちら	南あわじ市通勤・通学者交通費助成金	備考欄に記載	備考欄に記載	備考欄に記載	備考欄に記載	支給	可	定期券購入後速やかに （概ね1か月以内）	・南あわじ市に在住し定められた交通機関を利用して通学する者 島内：20%、島外：30%、船舶利用：30%